

国民健康保険 「限度額適用認定証」 「標準負担額減額認定証」

7月3日から申請受付を開始

問 国民健康保険課 (0798・35・3120)

国民健康保険(以下、国保)の「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。

引き続き認定証が必要な人は、7月3日以降に国民健康保険課(市役所本庁舎1階)、各支所、アクタ西宮ステーション(各市民サービスセンターを除く)で交付申請をしてください。認定証は後日、郵送します(ただし、

標準負担額減額認定証は住民税非課税世帯が対象です)。なお、保険料の滞納があると交付ができない場合があります。

また、8月からは国民健康保険課で通常どおり即日交付が可能です。各支所等で申請した場合、交付まで1週間程度かかります。即日交付を希望する人は、国民健康保険課で申請してください。

【手続きに必要なもの】認定証が必要な人の国保被保険者証▷手続きをする人の本人確認書類…免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)など▷世帯主と認定証が必要な人のマイナンバー(個人番号)が分かるもの

※手続きする人が世帯主や同一世帯員でない場合は、代理権が確認できる書類(世帯主の保険証や委任状など)が必要

「限度額適用認定証」

高額な医療を受けるときの
窓口負担を限度額内に

高額な療養を受けるときに、国保被保険者証と「限度額適用認定証」を医療機関等に提示すると、一部負担金の支払いが限度額内になります=右表参照。

※住民税課税世帯の70歳以上の人は、高齢受給者証の提示で、高額な療養を受けるときの一部負担金の支払いが自己負担限度額内になるため、限度額適用認定証は不要です

「標準負担額減額認定証」

住民税非課税世帯
入院時の食事代を減額

住民税非課税世帯の人が入院したときは、「標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、患者負担の食事代を減額することができます。

後期高齢者医療制度に加入している人について

住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)」を医療機関に提示することで一部負担金が右下表の自己負担限度額となり、入院時の食事代も減額されます。

現在、減額認定証を持ち、8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい減額認定証を送付しますので、申請は不要です。住民税非課税世帯の人で、減額認定証の申請をしていない場合は、高齢者医療保険課、各支所、アクタ西宮ステーション(各市民サービスセンターを除く)で申請してください。

問 高齢者医療保険課 (0798・35・3192)

◇高額療養費の自己負担限度額◇

区分	所得要件(※1)	1カ月当たりの自己負担限度額
70歳未満	ア	901万円超 25万2600円(総医療費が84万2000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算) (多数回(※2)14万1000円)
	イ	600万円超 901万円以下 16万7400円(総医療費が55万8000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算) (多数回9万3000円)
	ウ	210万円超 600万円以下 8万1000円(総医療費が26万7000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算) (多数回4万4400円)
	エ	210万円以下(住民税非課税世帯を除く) 5万7600円(多数回4万4400円)
	オ	住民税非課税世帯 3万5400円(多数回2万4600円)

◆8月から70歳以上の自己負担限度額が変わります◆

区分	1カ月当たりの自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)
70歳以上	現役並み所得者	5万7600円 8万1000円(総医療費が26万7000円を超過した場合は、その超過分の1%を加算) (多数回4万4400円)
	一般	1万4000円(年間上限14万4000円) 5万7600円(多数回4万4400円)
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ 8000円 2万4600円 区分Ⅰ 1万5000円

(※1)基礎控除後の「総所得金額等」の世帯合計。所得不明の場合の区分は「ア」
(※2)過去12カ月以内に3回以上、高額療養費の支給があった場合は4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります
(※3)同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除額(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

国民年金のお知らせ

問 医療年金課 (0798・35・3124)

国民年金保険料免除・納付猶予申請 7月3日から申請受付を開始

所得が少ないなど経済的な理由や失業などで国民年金保険料の納付が困難なときは、免除・納付猶予の制度があります。平成29年度(29年7月分~30年6月分)の申請受付は7月3日からです。

- ※所得制限等一定の要件あり
- ※免除等された期間分は、老齢基礎年金額が定額納付した場合に比べて減額されます
- ※学生は、学生納付特例申請のみ可能(要学生証)
- ※過去2年以内は遡(さかのぼ)って免除等申請が可能

申請免除
所得に応じて、保険料の全額または一部が免除 【所得審査対象】本人・配偶者・世帯主
納付猶予
所得に応じて、保険料の全額の納付が猶予。 対象は平成27年度分までの申請は30歳未満、 28年度からは50歳未満 【所得審査対象】本人・配偶者

8月から老齢年金の 受給資格期間が 10年に短縮

8月から老齢年金の受給資格期間が10年に短縮されます。

対象者には日本年金機構から請求書類が順次送付されています。封筒が届いた人は早めに手続きしてください。

保険料納付または免除期間だけでは10年に足りない人でも、合算対象期間(海外に居住していた期間、過去に任意加入しなかった期間、また永住許可を受けた外国籍の人の昭和56年12月以前の期間など)も合わせて10年以上の期間があれば、年金を受給することができるようになります。

今一度年金記録を確認してください。 ※合算対象期間は他にもあります

【手続き先】①国民年金第1号被保険者期間のみの人…医療年金課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション▷②①以外の人…西宮年金事務所

申請に必要なもの

▷年金手帳 ▷認め印

退職の場合は、離職の事実を証明できる公的機関の証明書(雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証など) ※免除等申請は医療年金課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションで受付

20歳前傷病による障害基礎年金等の受給者は7月中に所得状況届の提出が必要

対象者には、7月初旬に日本年金機構より所得状況届(診断書の提出が必要な人には診断書)等が送付されます。

7月31日までに医療年金課(市役所本庁舎1階)、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション

に提出してください。西宮市国民年金担当(〒662-8567六湛寺町10-3…医療年金課)宛での郵送(必着)も可。平成29年1月2日以降に転入した人は、29年度所得証明書(転入前の市区町村発行)も併せて提出してください。

外国人等高齢者・障害者特別給付金

国民年金制度発足時、在日外国人や長期間海外に滞在していた日本人は、国民年金に加入することができませんでした。

市は、このような制度的な理由により老齢基礎年金、障害基礎年金などを受給できない外国人等の高齢者(1926年4月1日以前に出生した人)や障害者(重度・

中度)を対象に「外国人等高齢者・障害者特別給付金」を支給しています。

障害者特別給付金と老齢・遺族厚生年金等との併給(65歳以上のみ)や高齢者特別給付金と71万2000円未満の公的年金との併給も可能となっています。